



第61回定期大会を終える

2022年度 役員

役 職	氏 名	ブ ロ ッ ク
執 行 委 員 長	奥田 英和	草津
副 執 行 委 員 長	奥田 猛	滋賀
	櫻井 龍二	堅田
	宮本 一幸	南郷
書 記 長	的場 博之	晴嵐
	木村 幸治郎	堅田
書 記 次 長	船路 隆司	上坂本
	高田 昌英	事務局
執 行 委 員	木村 靖	長等
	嶋田 拓二	守山
	高村 勝裕	中央
	吉川 貢一	堅田
	尾崎 俊和	下阪本
	林 重智	湖南
青 年 部 長	木下 友明	堅田
主 婦 の 会 会 長	中村 絹子	下阪本
住 宅 セ ン タ ー 理 事 長	掛村 嘉孝	湖南
会 計 監 査	小林 照男	膳所
	中村 義昭	下阪本
	的場 芳男	堅田
県 役 員 (大津支部推薦)		
	高村 勝裕	中央
	櫻井 龍二	堅田
	宮本 一幸	南郷
	船路 隆司	上坂本
	中村 義人	下阪本

2022年度実施予定事業等に対する現状の対応について

① 健康診断事業について

毎年実施している「組合・健康診断」ですが、昨年同様での実施を計画しています。5月配布物にて健診案内をお渡しします。(9月上旬締め切り)

*コロナの状況等により、急遽変更となる可能性があります。

集団検診は状況次第で実施も検討します。HP、配布物等にてお知らせ致します。

2022年5月1日 第167号
滋賀県建築組合大津支部
大津市相模町3-29
TEL522-7381 FAX521-5123
HP <https://kumiaootu.com>

HP・QR

＜定期大会実施報告＞

第61回滋賀県建築組合大津支部定期大会を4月24日(日)9時00分より明日都浜大津・大会議室にて実施しました。

今大会においては、70人以上での会議が可能な施設にて、代議員数を例年実施の半数38名(内委任状24名)、執行部14名、県本部役員1名、事務局1名の計30名の出席、開催にあたってはコロナ対策を十分にし、安全な距離を保ち、且つ時間短縮での実施となりました。

1号議案から6号議案ともに採択・承認を受け、2022年度の幕開けを迎える事となりました。

新型コロナウイルスはいまだ終息したとは言えない状況ですが、創意工夫をこらして、2022年度事業を進めるべく執行部一丸となって臨みます。

- ② 組合諸会議(執行委員会・ブロック長会議・班長会議 等)について
執行委員会は、原則月に一度実施します。ブロック長会議は奇数月のみの実施とします。(4月のみ年度はじめの説明があるので実施)
各ブロックの班長会議は毎月の実施とするか、ブロック長会議開催月のみにするか、又はその他の方式を採用するか、各ブロックでのお考えを尊重し、任意とします。
- ③ 大津っこまつり出展、住宅デー関連、その他事業について
2022年5月15日(日)「大津っ子まつり」に初出展致します。
毎年実施している住宅デーは、執行部を中心に10月31日(月)に実施予定です。
- ④ その他レクリエーション事業について
昨年度に実施予定でした「60周年記念事業」を今年度の実施予定です。詳細なご案内は決定次第配布物、HP等でお知らせ致します。
又、毎年11月中旬に実施している「レクリエーション企画(日帰りバス旅行等)」も今年度は実施が可能と現状では判断し、計画を練っています。これも詳細なご案内は後日にお知らせ致します。

「雇用保険」の保険料率に変更されました

建設事業の雇用保険料率は1000分の12となっておりましたが、2022年4月1日より1000分の12.5、10月1日より1000分の16.5と一年度で二回の保険料率変更となることが決定しています。
この要因として、新型コロナウイルス蔓延による「雇用調整助成金」等の支出が大幅に拡大し、その補填をする為が挙げられます。
雇用保険加入事業者の方は、ご注意下さい。

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	9.5/1,000
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	11.5/1,000
(3年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	12.5/1,000
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

*法人事業所を設立したら (設立までに組合にご相談下さい。)
すでに中建国保に加入している組合員が法人事業所を設立した場合、従業員全員が中建国保に加入し、厚生年金にも加入すれば、中建国保に残る事ができます。
(社会保険適用除外申請)